**平成２２年（フ）第６６４号**
新潟市中央区白山浦２丁目171番地99
債務者　土佐さつき
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第６７８号**
新潟市中央区上所１丁目12番Ａ―801号
債務者　竹熊　有可
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第６８３号**
新潟市東区空港西２丁目13番14号　レオパレスａｉｒｐｏｒｔ111号、前住所新潟市秋葉区荻島３丁目４番16号
債務者　本間　香織
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１９３号**
新潟県阿賀野市外城町23番５号
債務者　樋口　知美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第６５４号**
和歌山県有田市宮崎町660番地
債務者　寺田　清一
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第６５５号**
和歌山県有田市宮崎町660番地
債務者　寺田　幸代（旧姓江川）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第６６０号**
和歌山県岩出市西国分401番地の７　２―909号
債務者　阪口千津子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第６９７号**
和歌山市木ノ本342番地の204
債務者　東山　隆洋
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第６９８号**
和歌山県有田市港町657番地
債務者　中尾　仁美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第７０１号**
和歌山市小雑賀170番地　柳野荘アパート
債務者　山﨑千榮子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第７０２号**
和歌山市園部1573番地の５
債務者　岩崎　菊美（旧姓岩脇）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２２年（フ）第４６５号**
香川県高松市国分寺町新居1591番地３コーポ中西103
債務者　平田　りか
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２２年（フ）第７０号**
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2460番地
債務者　藤原　良子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第７２号**
香川県三豊市豊中町上高野671番地
債務者　大西　竹男
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２２年（フ）第４４５号**
茨城県石岡市高浜748番地１、前住所埼玉県さいたま市南区辻８丁目９番10号　秀和ハイツ205号
債務者　植田　　務
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１６３４号**
仙台市太白区四郎丸字渡道58番地
債務者　菅井　明美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７７１号**
仙台市宮城野区福室字弁当二番66番地　プリンスコート・オークＤ棟106
債務者　清川　裕基
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係